

# 総務常任委員会

平成22年5月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	清水 建也	総 務 課 長	乾 善亮
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	西川 肇
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	真弓 啓
税 務 課 長 補 佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	植村 俊彦	教 委 総 務 課 参 事	佃田 眞規
生 涯 学 習 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生 涯 学 習 課 係 長	平田 政彦		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、紀委員

委員長 おはようございます。私自身不慣れな部分があり、皆様にご迷惑をおかけする事もあるかと思いますが、精一杯努力、努めさせていただきますので、スムーズな委員会の進行ができるように、ご協力の程よろしく願いいたします。

まず、審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございましたので、総務部、教育委員会の異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 ありがとうございます。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 1分 休憩 ）

（ 午前 9時 4分 再開 ）

委員長 再開いたします。それでは、宮崎委員が遅れてこられるというような報告を受けたんですが、それ以外の委員の方、委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、嶋田委員、紀委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでご

ございます。

はじめに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩文化財活用センターの運営についてであります。去る3月20日(土)開催の竣工記念式典には、議員皆様方のご臨席を賜り、ありがとうございました。式典終了後には招待者への内覧会を実施し、引き続き地元の西里及び並松西之町北自治会への内覧会を行うとともに、午後から町民皆様への先行公開を実施したところでございます。

はじめに、開館記念特別展の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」についてであります。お配りしております資料1の1「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」見学者数の表をご覧ください。3月20日から3月28日までの9日間の見学者数をお示ししておりますが、合計で2,720人の見学者がございました。なお、「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」にかかる収支の概要についてであります。資料1の2「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」に伴う収支内訳表をご覧ください。歳入では、観覧料として合計で944,800円、一方、歳出では、啓発用のポスター・チラシ、観覧券の印刷費用として287,175円、展示品運搬費用として495,315円、合計で782,490円となっております。

また、この特別展の開催にあわせまして、3月21日(日)、22日(月・祝)と翌週の27日(土)、28日(日)の前後2回、のべ4日間開催いたしました春季の「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」につきましても、資料1の3「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」の見学者数の表をご覧ください。合計で2,948人の見学者がございました。

続きまして、斑鳩文化財センターの入館者数についてでございますが、資料1の4「斑鳩文化財センター入館者数」の表をご覧ください。特別展終了後の通常開館における入館者数をお示ししておりますが、3月29日(月)から5月14日(金)までの期間では、合計1,211人の入館者がござい

ました。通常の開館では、上記期間では42日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり29人の来館者となっております。

続きまして備考の欄をご覧ください。上記期間中の平日では25日間で入館者数は、計478人、1日当たりの平均は19人です。また、上記期間中の土曜日・日曜日・休日は17日間で入館者数は計733人、1日当たりの平均は43人であります。そこで、より一層の来館者の増加を図るためにも、今後次のような取組みを行ってまいりたいと考えております。

まず、斑鳩文化財センターの最新情報につきましては、今年4月号より町広報紙に「いにしへの風～斑鳩文化財センターだより～」と題した専用のコーナーを設けておまして、町民の皆様には施設情報を伝えるとともに、町のホームページでも公開されておりますことから、町外への情報発信も兼ねた形となっております。

また、より多くの方に当施設を知っていただくために、旅行会社や観光ガイドの出版社をはじめ、宣伝効果のある公共施設等へ斑鳩文化財センターの資料を送付して、観光客や修学旅行の児童・生徒などへの誘致を積極的に図ってまいりたいと考えております。そして、斑鳩町観光協会の協力も得ながら、駅前の観光案内所や法隆寺iセンターにおいてポスターやちらし等により積極的に広報・宣伝するように努めてまいります。また、当施設において今後の企画展の開催などの話題づくりにも努めまして、新聞等のマスコミによって取り上げていただけるよう働きかけをしてまいります。

次に、これまで当施設周辺エリアには、いくつかの案内板を設置しておりますが、特に藤ノ木古墳から当施設への案内の充実を更に図りまして、観光客等のスムーズな案内に努めてまいりたいと考えております。

このようにすることにより、法隆寺から西里の町並み、藤ノ木古墳とご見学いただいた方が、斑鳩文化財センターに来館していただく歴史散策の回遊ルートの定着を図り、当施設の魅力を十分に活用していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、町内の小・中学校に対しましては、藤ノ木古墳の学習や清掃ボランティア活動を含め、斑鳩文化財センターの施設見学について現在、日程調整を進めているところでございます。

次に、2月に募集し、斑鳩文化財センターの開館より、当施設でのボラン

ティア活動に取り組んでいただいているボランティアにつきましては、現在16名の方が登録されており、日々来館者への解説をはじめ積極的に当施設の運営にご協力いただいております。しかし、お申込みいただいたボランティアの方のなかには、iセンターをはじめ、他の施設でのボランティア活動をされておられる方も多いということから、さらなる充実を図るため、来月にはボランティアの追加募集を行ってまいりたいと考えております。

次に、第45回 全国史跡整備市町村協議会全国大会が10月19日から21日を会期として奈良県で開催されるのに合わせて組織されました大会実行委員会において、このほど視察地の選定におきまして、10月20日午後の視察地に当町の史跡藤ノ木古墳及び斑鳩文化財センターと法隆寺が内定いたしました。つきましては、これらの機会を通して全国の文化財関係者に対しまして、当町の文化財事業の取組みについて、十分アピールできるよう準備を進めてまいります。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。平成21年度実施の金堂基壇の北側及び西側の調査区につきましては、埋め戻し作業を終え、塔基壇の調査区においては、奈良文化財研究所のご協力による塔心礎や基壇の三次元測量作業を進めました。そして、3ヶ年計画の最終年度を迎えます今年度の発掘調査につきましては、奈良県教育委員会よりご指導いただいた計画案を整備検討委員会にお諮りし、その後文化庁への史跡現状変更申請等の事務手続きを進めまして、7月の調査着手に向けて努めてまいりたいというふうと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見等ございましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 オープンに伴って非常に混雑するということが予想されてましたけれども、そのへんは実際にされて、どういうふうに感じられてますかね。

生涯学習課長 開館当初、藤ノ木古墳のですね、出土品を展示するというので、多くの来館者を見込んでおりましたが、実際やってみますと、それ程の混雑もなく、スムーズに見学していただけたというふうと考えております。

木澤委員 団体の割引のほうの受付とかも、スムーズに、特に問題なくっていうことでよかったんですか。

生涯学習  
課長 入館時に、団体につきましては団体の代表者の方から、団体料金をいただきまして、スムーズに入館願えました。

木澤委員 今回これ特別展ということでされまして、今後もされるにあたってはこうしたたくさんの方が来ていただけると思いますが、今回一番最初何もよくわからないままでオープンして、今後に生かしていくべき反省点なんかありましたら、ちょっと聞かせていただきたいと思いますけども。

生涯学習  
課長 今回、石室特別公開と同時に開催をいたしました。石室特別公開に来られた方がですね、文化財センターのほうに回っていただく回遊ルートを考えておったんですけども、石室特別公開に来られた方の7割から8割の方がですね、文化財活用センターの方に回っていただいております。その中で、文化財活用センターの特別展につきましてはですね、開催のほうをですね、よく知らなかったとか、そういった方もございましたので、その辺の周知、啓発の方に今後さらに努めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 当初、非常に混雑が予想されるということで、アンケート等は取られなかったということですが、実際に来ていただいた方の意見なんか、今、課長はつかんでおられることを言っていたと思いますが、今後ですね、来館される方にどういったことを要望されるとか、来られた感想とか、リピーターとなっただけのような方策なんかも、今後展開していただきたいと思ってるんですけども、その点については今回特別展をされてどういうふうに感じておられますか。

生涯学習  
課長 今回の特別展につきましては、委員のおっしゃいますように混雑が予想されましたということで、アンケート調査については実施はしませんでした。春と次は夏、秋、冬というふうに企画展的なことを計画しておりますので、

その際にはアンケート調査を実施をして、来られる方、文化財関係者等のご意見を頂戴してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員　今回初めてのことだったんで、いろいろ学ぶべき点多かったかなというふうに思います。私も初日に行かせていただきまして、1点ちょっと気になったのが、奥の展示室の中の画像が浮き上がってくるやつですね、あれは非常に高額な費用をかけて設置していただいたんですけども、ちょっと見づらかなというのがあったんです。その辺について意見がなかったのかなとちょっと気になってたんですけども。最新の技術で造っていただいているものですんで、なかなかよりクリアにしていくというのは、今後の技術開発に伴って、じゃないとできないのかなというふうに思うんですけども、また、そういうことにつきましても、いろいろご意見いただけるような形で、今後調査をやっていただけるということですので、また今後に期待をしたいと思います。今回は非常にたくさん来ていただきまして、成功したのかなというふうに思っております。

委員長　他に質疑、ご意見はございませんか。　嶋田委員。

嶋田委員　2,720人ですか、この数が多いんか少ないんか、それぞれの判断だと思うんですけども。先ほどの答弁の中でも活用センターの存在を情報発信していくというふうなことをおっしゃっていましたが、それをするには、特別展ももちろんなんですけど、以前のこの説明の中にもありましたように1年を通じて、春、夏、秋、冬、それぞれにイベントをつくっていくんやと、そして、それを展示して観覧者を増やしていきたいというふうなお話を聞いておりましたが、それについてはどのようにこの1年考えておられるんですか。

委員長　黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長　斑鳩文化財センターにおける展示計画、企画展等につきましては、これまで季節ごとに特別展または企画展ということの開催を目指す旨のご説明を申

し上げておりました。そこで現在計画しております本年度展示計画についてご説明申し上げます。まず、春期の特別展、展示会につきましては、斑鳩文化財センターの開館記念の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」の開催をいたしましたので、終了いたしております。

続きまして夏の展示としましては、現在考えておりますのは、平城遷都1300年に合わせて当町における奈良時代の貴重な遺構であります上宮遺跡を取り上げて展示会を開催したいというふうに考えております。

続きまして秋のほうなんです、こちらの方につきましては藤ノ木古墳関係ではないんですけども、国の重要文化財であります竜田御坊山第3号古墳とか、仏塚古墳等から出土した重要文化財を橿原考古学研究所のほうから借用をしまして、そちらのほうを特別展として企画したらどうかなということ考えております。

そして冬なんです、平成16年度に実施をしました法隆寺若草伽藍西方の調査や、平成17年度に実施をしました史跡法隆寺の旧境内内の調査において出土しました、焼けた壁画片とか瓦等の遺物を展示するというので、法隆寺の若草伽藍の跡から出土しました出土品の展示等の企画展を考えております。以上でございます。

嶋田委員 それぞれのシーズンにイベントを考えていただいている、これであれば活用センターの存在を十分アピールできるのでないかなと思います。ただし、秋の国宝やなしに、重要文化財ですか、これの特別展示展というのは、料金を徴収されるということですか。

生涯学習 特別展につきましては、国の重要文化財、橿原考古学研究所の附属博物館課長 のほうからお借りをして、運送等に費用がかかりますので有料ということ考えております。

嶋田委員 わかりました。そしたら1年に2回程度特別展を開くということは、これからも続けていっていただけるわけなんですね。

生涯学習 文化財活用センター建設当時から、町としまして、そのような目標で考え



課長

ております。

嶋田委員

これからもいろんな案を出し合ってますね、イベントを充実させていっていただきたいと思います。それとですね、ボランティア、現在16名の方の協力を得ているということですが、さらにボランティアを募集するということなんですけれども、先ほどの説明では他のボランティアも兼ねておられるんで、さらにボランティアを募集するということなんですけれども、この16名では対応できないということなんですか。

生涯学習

課長

開館当初ボランティアの募集を行いまして16名の応募がございました。特別展、通常開館においてボランティアの方々のローテーションを組みまして、館内の案内等にご協力願っているところでございますが、ボランティアの日程調整においてやはり苦しいところがございますので、さらにボランティアの方の追加申し込みをするということで考えております。

嶋田委員

現在平均で30名、平日と休日ではちょっと分かれてくるんですけれども来観者数があると、これは議会のほうでこういう類似施設を視察に行った時にはちょっとびっくりするような高い数値が出ていると、私自身は思っておりますんで、やっぱり造ってよかったなと、そういうふうな感想は持っています。ただし、これが今できたいっきなんで、こんだけの来観者数があると、それで対応がしにくいからボランティアを募集することは理解はします。ただし、これからもこういう数値で移動していくのかどうか、そこらへんはちょっと未定の部分がありますんでね、そこら辺も考えて、あまりにも多いボランティアを募集して、暇や暇やと言われたいような形でもってお願いしたいと思います。以上です。

委員長

木澤委員。

木澤委員

これ数字見せていただきますと、藤ノ木古墳の里帰り展の見学者と、藤ノ木古墳の石室特別公開の見学者数でいうと、石室公開に来られた方が多かったということですかね。

生涯学習 課長 そのとおりでございます。

委員長

他に質疑、ご意見等ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今回初めてということで、この里帰り展での20日から28日ということで、その中で1番のピークが3月22日の734名ということで、かなり一番多かったということで、その中で、館内見学された時にスムーズにいかたかどうかというのをちょっとお聞きします。

生涯学習 課長 文化財活用センターへの来場者の多くは、先ほど藤ノ木古墳からのですね、見学者が回って来られるというケースが大半でございました。見学者ですね、藤ノ木古墳の見学の順次回ってこられますので、長蛇の列ができるとかですね、そういったこともなく、スムーズにご観覧願えたというふうに考えております。

飯高委員 それと人数が2,720名ということで、これは町外の方は何名というのは分かりますか。

生涯学習 課長 当初、混乱が予想されましたので、町内、町外というような区分はとっておりません。

飯高委員 今後やはり、町内の方向名、町外の方向名ということで、どれだけ周知され、その成果として、人数ということで結果がでてくるんですけども、やはり町外についてもやっぱり多くの方が来ていただけるよう今後数値を取ればそういう形で取っていただいて、今後見ていったほうがいいと思うわけなんですけど、どうでしょうか。

生涯学習 課長 先ほど、文化財活用センターのほうですね、町内・町外のほうをとっておらないということで申し上げました。ただ、藤ノ木古墳の石室特別公開の会場におきましては町内・町外という部分を取る時間がございましたので、取

っております。なお、数値については手元に持っておりませんので、ご容赦願いたいと思います。それと、今後そのようにですね、町内・町外の区分を取るようにはしていきたいと考えております。

委員長 ちよつとすいません。今、石室のほうですね、今回のほうは数値がでておるといふようなお話でしたら、これはすぐに出せるものでもないわけですか。 暫時休憩します。

( 午前 9時33分 休憩 )

( 午前 9時36分 再開 )

委員長 再開します。資料のほうは後からまたよろしく願いいたします。他に質疑、ご意見ございますか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

6月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてと、次の(2)斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも国において「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、この法律に従ってそれぞれ条例の改正を行うものでございますので、一括して説明をお願いしたいと思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは6月の定例会に付議を予定しております試案として(1)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてと、

(2) 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、これにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、これが平成21年法律第65号でございますけれども、これによりまして、子育てなどの家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者につきまして、仕事と家庭の両立支援施策が充実されることになりました。

この法律の改正によりまして、国家公務員の育児休業法等や人事院規則の一部が改正をされまして、本年6月30日から施行されることになりました。このことから、この国の改正に準じまして、これらの当町の条例の所要の改正を行うものでございますので、2つのこの条例改正につきまして一括でご説明を申し上げたいと思います。

まず、(1) 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。資料2の最後のページの要旨をご覧くださいと思います。中ほどの主な改正内容でございますが、時間外勤務の免除の新設として、第8条の2第2項の条文を加えるものでございます。この内容につきましては、3歳に満たない子のある職員から、当該子を養育するために請求があった場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるという場合を除いて、時間外勤務をさせではないということを規定しております。なお災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の時間外勤務は命ずることができるというふうにされております。なお、現在、この条例改正に伴いまして、該当する3歳に満たない子がある職員数につきましては男11名、女11名の計22名の該当者があるということでございます。条例改正文の朗読と、新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。施行期日につきましては、先ほど申し上げました法律の施行日であります平成22年6月30日としておるところでございます。

それでは続きまして、(2) 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料3の最後から2枚目の要旨をご覧くださいと思います。主な改正の内容ということで、中ほどでございますけれども、表にしておりますけれども、項目ごとに改正前と改正後を表にしております。そしてその右側には改正の条文を入れておるといふ表でござ

いますけれども、改正内容の文章表現では非常にわかりにくいと思いますので、資料の最後のページに改正のイメージ図を付けておりますので、この図によりまして説明を申し上げたいと思います。

この表の矢印の網掛けの部分につきましては、育児休業等を取得できることを表しております。まず、①として、育児休業等を行うことができる職員の改正でございます。Aの例として、改正前、現行では、職員の妻が専業主婦である場合は、職員は現在育児休業を行うことができません。これが右側の表ですけれども、改正後は妻が専業主婦であっても、職員は育児休業を行うことができるようになります。それからBの例といたしまして、現行では、職員の妻が育児休業していた場合は、職員は育児休業を行うことができません。が、改正後は妻が育児休業している場合でも、職員である夫も育児休業を行うことができるようになります。

それから②として、産後の夫の育児休業の新設ということで、改正後の右のほうですけれども、例えば会社員である妻が出産をして産後休暇、産後休暇といいますが8週間、57日間という産後休暇がございます、この間に、職員である夫が育児休業を取得することができるというのが、新設されたものでございます。その育児休業が、例えば出産の日から57日で一旦終了した後であっても、同じ子について再び育児休業を行うことができるようになりました。なお、この場合でも夫が一旦育児休業を終了することなく、続けて育児休業することも可能でございます。

③として、再度の育児休業等を行うことができる特別の事情の改正ということで、現行では、例として職員である夫と、例えば会社員の妻とが交互にそれぞれ3ヶ月以上育児休業していないと、職員である夫は再度の育児休業を行うことができませんでした。それが右の改正後は夫婦が交互に育児休業していなくても、職員である夫もしくは会社員の妻が最初の育児休業をした後3ヶ月以上経過していれば、再度の育児休業ができるようになる改正でございます。

④として、育児休業等の承認の取消事由の改正ということでございますが、Aの例として、現行では、職員である夫が育児休業していた場合、妻が会社を辞めて専業主婦になった場合は、夫の育児休業の承認が取り消されておりました。ところが改正後は、右のほうですが、そうした場合でも育児休業の承

認が取り消されず、そのまま育児休業ができるということでございます。それから、次のBの例といたしましては、現行では、職員である夫が育児休業していた場合で、妻が育児休業した場合には、夫の育児休業の承認が取り消されていましたが、改正後、右のほうですが、そうした場合でも夫は育児休業の取り消し事由とはならず、そのまま育児休業ができるという改正でございます。以上が、主な改正の内容でございます。

なお、条例改正文の朗読と、新旧対照表の説明は省略させていただきますが、1点だけ、誤解のないようお願いをしておきたいんですけども、説明させていただきたいんですけども、資料の3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第2条の改正といたしまして、育児休業することができない職員ということで、(1)非常勤職員、それから(2)臨時的に任用される職員というのを今回の改正で削除する改正になっておりますが、これを削除するという事は、裏返せば、育児休業等を行うことができるということになるんですけども、これにつきましては従来どおり育児休暇できないということで、育児休業法のほうで直接規定がされたということで、これはなんら従来と変わっておりません。この改正につきましては育児休業法で規定されたためにこれを削除しているという改正でございますので、これにつきましては、ちょっと誤解のないように説明させていただいたところでございます。なお、施行期日につきましては、先ほど冒頭で申し上げました法律の施行日であります、平成22年6月30日としております。

以上簡単でございますが、6月の定例会に上程を予定しております、2つの条例改正の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず1つ目のほうなんですけども、条例上はこういうふうに改正されるということになったんですが、これまでの町の対応としてはどういうふうにされてきたんでしょうか。これ条例がこういうふうに改正されて、もちろん条例上でもきちっとこういうふうになったということなんですけど、これまでどうされてきたのかなと思うんですけど。

総務課長 従来につきましては、当然所属の方で所属課長が時間外勤務命令を出すという形になっております。当然、子育てで例えば今日は時間外勤務ができないという場合があると思います、その場合は、当然所属長も命令を出していないという形ですし、当然改正後もそうなんですけど、災害とかの場合には当然出てきていただくという事態もあるかもわかりませんが、極力やはり子育てを優先してやっていたらいいというところでございます。

木澤委員 2つ目のところの、3ページの非常勤職員さんの扱いのところ、ちょっと説明聞いたんですけども、もうひとつよく分からなかったんですけども。法律でそう規定されているから、もうこれはなくてもそういうものなんやということですけども、それは別に残しておいても、残しておいたほうが見て分かりやすいのと違いますか。

総務課長 従来はそういう形で上位法というのか、育児休業法では明文化されてなかったために、できない職員ということで、規定をしたんですけども、育児休業法のほうで規定をされておりますので、当然、法律のほうでできないということですので、当然条例で規定する必要がないということで今回削除させていただいたということでございます。

木澤委員 たぶん、他の条例でもそういうふうにしてはるから同じような形で整理されたのかなというふうに思うんですけども。あっても問題ないものなんですか。

総務部長 一見するとですね、今、木澤委員さんがおっしゃった考え方もできると思いますけども。法文上の整理上といいますかね、法律に基づいた条例をつくっていくわけでございますけれども、上位法でそういう条文があるといったことで、特に条例のほうで二重に上げていくことについて、法律の整理上いかなものかといったことから、今回の条文を整理したということでご理解を賜りたいと思います。

木澤委員 整理の仕方なんで、より、ぱっと住民さんが見てわかりやすいほうがいいかなということで意見を申し上げましたけども、そこについては突っ込んで言いませんので。基本的にこういうふうに改正されるのはいいことだなと思いますし、斑鳩町でもやはり子育てについては職員さんを含めて子育てをしながら働いていけるということで、次世代育成支援の計画の中でも位置付けをしていただいているというふうに思いますんで、今後につきまして、こういう体制がきちんととっていけるような形で職員適正化計画なんかもきちっとこういう体制で運営がしていけるように、見直し等も含めて、連携づけて、実際にほんまにちゃんと法整備されたこの形でやっていけるように体制をつくっていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

委員長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 松岡税務課長補佐。

税務課長 補佐 それでは、(3)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料4をお開きいただきたいと思います。説明につきましては、資料4の末尾から2枚目の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成22年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、本条例において、所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容についてであります。大きく4点ございます。

1点目といたしましては、「個人住民税の課税に活用するため、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる。」ことについてでございます。

これは、現在も個人住民税の課税を行う場合におきましては、低所得者層



に係る非課税措置を講ずるため、扶養親族の人数により、課税最低限の額の算定を行っているところであります。ところが、子ども手当の開始に伴いまして、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されることになりました。これまで、給与や年金の源泉徴収票及び所得税の確定申告書により、扶養控除の適用に必要な情報を所得税と住民税一体的に収集してまいりましたが、今回の税制改正により、所得税法上、年少扶養、16歳未満の扶養親族でございますが、年少扶養親族の情報を収集しないこととなることから、今後におきましても扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持するため、国税当局の協力を得まして、扶養親族の情報収集に関する根拠を本条例に規定するものでございます。この規定につきましては、施行日は平成23年1月1日からでございます。

次に2点目といたしまして、「市町村たばこ税の税率の引上げ」についてであります。これは、マイルドセブンやセブンスターなどの旧3級品以外のたばこ1,000本につき、現行の3,298円から4,618円と、1,320円の引上げ、またエコーやわかば、しんせいなどの旧3級品たばこが、1,564円から2,190円と、626円の引上げを行おうとするものであります。これにつきましては、平成22年10月1日からの施行であります。

また10月1日現在におきまして、たばこの製造場等以外の場所で、たばこを販売する目的をもって所持する販売業者等がある場合において、その所持するたばこの本数が2万本以上であるとき、旧3級品以外のたばこ1,000本につき1,320円、旧3級品たばこ1,000本につき626円を課税、すなわち手持ち品課税を実施するものであります。

次に3点目といたしまして、「所得税において非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されることに伴う個人住民税の計算における特例の追加」であります。これは、どういうことかと申しますと、少額の上場株式等の譲渡益及び配当に係る税率について、現在10%の特例措置が設けられております。その特例が平成23年12月末をもって廃止されることに伴い、平成24年1月から20%の本則税率が課されることとなります。そうしますと個人の株式市場への投資が控えられることが懸念され、こうしたことから、個人の市場参加を促進する効果を期待し、少額上場株式等の非課税口座制度が創設されるものでございます。

それでは、末尾の資料をご覧いただきたいと思います。末尾の資料の上段の枠内をご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思います。

非課税の対象となりますのは、少額上場株式等の配当、譲渡益でございます。この少額上場株式等の配当、譲渡益についての非課税措置の適用を受けるために、一定の手続きにより金融商品取引業者、証券会社でございますけれども、等を通じまして口座を開設することができます。この口座に受け入れた上場株式について支払を受ける配当、譲渡益については、非課税とされるもので、これを非課税口座といいます。この口座に受け入れることができますのは、取得価格で年間合計100万円を上限とする上場株式が対象となっております。年間1人1口座、平成24年から平成26年までの3年間で合計3つの非課税口座を開設ことができ、それぞれ口座を開設した年の1月1日から10年以内に支払を受ける配当、譲渡益には所得税や個人住民税が課されないというものでございます。

このことにあわせまして、本条例におきましては、非課税となる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に関する個人住民税の所得計算の特例に関する規定を設けるものでございます。こうした非課税口座の制度実施の結果、現行、一定額までの譲渡益、配当につきましては10%の特例税率が課されてるところでございますが、制度開始後におきましては、非課税口座内の上場株式等に係る譲渡益、配当については非課税ということになります。この規定につきましては、施行日平成25年1月1日から、平成24年中の取引に係る所得から適用するものとしております。

最後に4点目でございますけれども、「その他法令の改正による条文整理等所要の改正」についてであります。これは、地方税法の改正に伴いまして、本条例に引用しています条番号、項番号等の改正が行われたことに伴いまして、本条例の条文の整理等を行うものでございます。

新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきますが、以上をもちまして、簡単ではございますが、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてもの説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員　　まず1点目のところなんですけれども、これは住民税がこれまで非課税だった人が増税にならないようにということで理解して、そういう対応でということによろしいですか。

税務課補佐　　おっしゃるとおりでございます、非課税基準が下がらないということでございます。

総務部長　　今、木澤委員、ご質問の改正点の1点目でございますけれども、これにつきましては、所得税のほうでですね、扶養の対象の16歳未満のいわゆる扶養親族の扶養控除が廃止されるといったことで、その税の申告の中に、要は扶養親族、16歳未満の方が何人いますかと、今の書式やったらあるんですけども、このままやたらなくなってしまうので、当町の住民税の課税にはそういった情報が必要であるということになりますので、消されたら困るわけです。で、法律上で廃止されるものを、今度は条例で、その根拠を、そういう項目を入れる根拠を、条例でつくって、その項目を残してもらって、その情報をいただく、といったための改正でございます。要は、様式に扶養親族を残していただくための手立てだというふうに考えていただければと思います。

木澤委員　　そういうことができるようにして、所得税のほうやったら16歳未満の扶養控除が廃止されて、その額が税額になるんでしょうけれども、住民税のほうだと、そうした16歳未満の扶養控除については、これまでどおりの算定をするというための必要な措置ということですね。わかりました。

あと、たばこ税のほうなんですけれども、今、こうして、値上げになるということで、たばこをやめはる人も多いかなと思いますので、町の影響について、お答えいただけるかどうかわからないんですけども、これ値上がりして、町のほうとして、今まで税収があった分で見ると、どれくらいの増収になるんですか。

税務課長　　たばこ税の税率の引上げにかかります歳入でございますけれども、たばこ

補佐 税の引上げによる増収は見込まれるものの、この値上げによります消費の冷え込みも予想されております。この動向を捉えるということは非常に難しゅうございますので、地方財政計画の伸びを、伸びというか変化を参考に、前年度と比較しまして500万円、3.8%減の1億2,730万円を、22年度当初予算に計上をさせていただきます。

木澤委員 わかりました。あと、すみません。3点目のやつですね、これについては、以前少しおたずねしたんですけども、仕組み的に、私、理解しにくかったんですけども。結局、もともと10%であったのが、もとの本則の20%に戻ると。通常の状態の時と、今回、口座ができることによって、超えた分はもう税金払わなくてもいい、非課税になると、この制度があるとないで、斑鳩町としてはどのくらい影響があるものなんでしょうか。

税務課長 申し訳ありませんが、個人の投資の影響がございまして、現在のところ  
補佐 予想することができません。

委員長 他に、質疑、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4)斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

佃田教育委員会総務課参事。

教育委員 6月定例会に提出を予定しております斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校  
会総務課 舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして、ご説明させていただきます。  
参事 これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定  
価格が5千万円を超えますことから工事の請負契約につきまして議会の議決  
が必要となりますので、6月定例議会に上程を予定しておりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

お手元の資料5-1をご覧くださいませでしょうか。工事名は斑鳩中学校

(北館西棟・体育館) 校舎耐震補強工事でございます。契約の方法は指名競争入札で郵便によります入札の開札が、明日18日に行われる予定であります。工期といたしましては、6月議会議決後から67日間の6月22日から8月27日を予定しております。

北館西棟の工事概要といたしましては、鉄骨ブレスと壁及び柱増し打ちによります耐震補強工事であります。そして屋上の防水設備の老朽化に伴います改修も併せて行います。鉄骨ブレス補強につきましては、図面の真中の立面図に青色で示しておりますように16か所であり、壁増し打ち補強につきましては、図面左下の1階平面図と真中の立面図に緑色で示しておりますように6か所で、柱の増し打ち補強につきましては、図面左下の1階平面図に赤色で示しておりますように1本の柱で行ないます。また屋上の防水設備につきましては、アスファルト防水設備が老朽化していることからシート防水設備へ改修を行うものであります。

そして体育館の工事概要につきましては、右側の図面にオレンジ色で示しておりますように7か所のはり補強及び右側の下の1階平面図面に赤色で示しております3本の柱の増し打ち補強であります。また、昨年度に雨漏りの屋根補修を一部において行いましたが、他の箇所も雨漏りを起こす可能性がありますことから、既設屋根にさらに屋根をかぶせるカバー工法で屋根の改修も行うものであります。

以上簡単ではありますが、6月定例議会に提出を予定しております、斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましての説明とさせていただきます。

また、資料の5-2をご覧くださいませでしょうか。今年度は斑鳩中学校以外にも、斑鳩小学校本館東棟と斑鳩西小学校本館東棟につきましても耐震補強工事を行う予定でありますので、その工事概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、斑鳩小学校本館東棟につきまして、資料左側図面をお願いいたします。耐震補強につきましては鉄骨ブレス補強と柱増し打ちによります耐震補強工事であります。鉄骨ブレス補強につきましては左下側の北立面図に青色で示しておりますように3か所であり、柱増し打ち補強につきましては、右側上の1階平面図に赤色で示しておりますように2本の柱で行います。また、

屋上防水設備の老朽化によります防水設備の改修も併せて予定しており、アスファルト防水からシート防水への改修を行うものであります。

次に、斑鳩西小学校本館東棟につきまして、資料右側図面をお願いいたします。耐震補強につきましては鉄骨ブレス補強と壁増打ちによります耐震補強工事であります。鉄骨ブレス補強につきましては、図面の一番下の北立面図に青色で示しておりますように5箇所であり、壁増し打ち補強につきましては、図面の真中の3階平面図に緑色で示しておりますように1か所の壁にて行います。また、西小学校本館東棟につきましても屋上防水設備の老朽化によります防水設備の改修も併せて予定しており、アスファルト防水からシート防水への改修を行うものであります。

以上が今年度に耐震補強工事を予定しております工事概要でありますのでよろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すみません、これ、入札は明日18日ということでおっしゃっていましたが、予定価格だけお聞きしておきます。

教育委員会 予定価格につきましては、6,447万円でございます。

総務課参事

木澤委員 以前出していただいた計画だと5,600万円になっていたかなと思えますけれども、今言っていた他の工事も含めて増額になっているという理解でよろしいですか。

教育委員会総務課参事 今、木澤委員がおっしゃっていただいた5,600万円は北館西棟のみの5,600万円でありまして、それに体育館の2,500万円、これ概算の金額でございますけれども、今、精査いたしまして、あと屋上防水と体育館の屋根補修も含めて、今の価格ということになります。

委員長 他に、質疑等ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上、6月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

黒崎生涯学習課長、先ほどの資料に関してのデータは揃いましたか。

生涯学習

はい。

課長

委員長 それでは、配布していただけますか。

( 追加資料配布 )

委員長 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 先ほど、飯高委員のほうから、藤ノ木古墳の石室特別公開のほうで、入場  
課長 者数の町内・町外の数値ということで、資料のほう、遅れまして申し訳ございません。ただ今から説明を申し上げます。

資料のほうの裏面なんですけれども、4日分の合計ということで数字のほうお示しをしております。町内が544名、県内774名、県外1,613名、合計2,931名ということになっているんですけれども。うち、17名の方はアンケートを拒否をされたという方が入っております。下のところに割合ということで、町内については約18.5%、県内については26.4%、県外については55.0%、拒否は0.1%というふうな状況でございます。以上でございます。

委員長 これについて、何か質疑、ご意見などございますでしょうか。  
飯高委員。

飯高委員 これで数値は、町内、県内、県外の数値はこういう形になっておりますが、  
今度は、先ほど言っておりました里帰り展についての数値についての、こう

いった内訳ということについては、どういった。

生涯学習  
課長 春の特別展については混乱が予想され、アンケートについては難しいかな  
と考えておりましたが、ほぼ順調に進みましたので、できるだけ、このよう  
な状況ですね、そのように進めてまいりたいと考えております。

飯高委員 委員長、そうしたら、はっきり、ちょっと。

生涯学習  
課長 町内・県内・県外ということで、利用者の状況を確認するというところで実  
施してまいりたいと思います。

飯高委員 今回、こういう形で初めてされてですね、数値が出まして、この数値が多  
いのか少ないかということは、今後やっていく上において定かでないと思う  
んですけれども。この数字を基礎としてですね、数値を上げていくというこ  
とを努力していくと。これがやはり、斑鳩町にとっての、またやはり、たく  
さん来られた方にとっての認識を深めていただけるということで、今後やっ  
ぱりこういった数値をきっちり押さえて、それによって今後計画を立ててい  
くということが必要になってくると思うんで、そういうことで提示をいたし  
ましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

委員長 質疑、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。  
まずはじめに、(1)平成21年度繰越明許費繰越計算書の報告について  
(一般会計)、これについて理事者の報告を求めます。  
西川企画財政課長。

企画財政  
課長 それでは、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告の一般会計分  
につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料6をお願いいた



します。平成21年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成21年度内での執行ができなかった経費を平成22年度予算に繰越いたしましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その報告をさせていただきます。

この資料は、一般会計全体の繰越計算書の資料となっておりますことから、私のほうから一括してご説明させていただきます。この報告につきましては、各常任委員会で報告される予定となっておりますので、よろしくお願いたします。今回説明させていただくのは、総務委員会に関わる部分のみの説明とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

まずはじめに、一番上の欄の全国瞬時警報システム整備事業についてですが、国におきまして全国瞬時警報システムの開発に遅れが生じていることから、443万8,000円を繰り越したものでございます。予算の科目につきましては、第2款 総務費、第1項 総務管理費、事業名は全国瞬時警報システム整備事業、事業費の金額は443万8,000円、翌年度繰越額も同額の443万8,000円となっております。この財源内訳は、未収入特定財源の県支出金で同額の443万8,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて委託料となっております。

次に、2行目でございますが、第4次斑鳩町総合計画策定事業については、平成21年度に実施予定であった業務が一部施行できなかったことから、82万円を繰り越しさせていただいたものでございます。予算科目につきましては、第2款 総務費、第1項 総務管理費、事業名は第4次斑鳩町総合計画策定事業、事業費の金額は82万円、翌年度繰越額も82万円となっております。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰越額の予算内訳は、すべて委託料となっております。

次に、下から2行目でございますが、小学校校舎耐震補強事業については、斑鳩小学校本館東棟・斑鳩西小学校本館東棟の耐震工事及び斑鳩東小学校の耐震診断について、夏休みを利用した工事となることから、1億80万円を繰り越しさせていただいたものでございます。予算科目につきましては、第9款 教育費、第2項 小学校費、事業名は小学校校舎耐震補強事業、事業費の金額は1億80万円、翌年度繰越額も1億80万円でございます。この財源内訳としましては、未収入特定財源の国庫支出金で5,341万2,00

0円、地方債で4,170万円、一般財源で568万8,000円となっております。繰越額の予算内訳は、委託料及び工事請負費等となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、一番下の行の中学校校舎耐震補強事業につきましては、斑鳩中学校北館西棟及び体育館の耐震工事につきまして、小学校と同様に夏休みを利用した工事となることから、8,100万円を繰り越しさせていただいたものでございます。予算科目につきましては、第9款 教育費、第3項 中学校費、事業名は中学校校舎耐震補強事業、事業費の金額は8,100万円、翌年度繰越額も8,100万円となっております。この財源内訳につきましては、未収入特定財源の国庫支出金で4,563万1,000円、地方債で3,520万円、一般財源で16万9,000円となっております。繰越額の予算内訳は、工事請負費等となっているところでございます。

以上で、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 10時40分まで休憩いたします。

( 午前10時23分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長 再開いたします。(2)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)の内容につきまして、説明いたします。お手元の資料7をお願いしたいと思います。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,383万3千円とするものです。

はじめに、歳入予算の補正について説明いたします。第17款 寄附金では、1名の個人の方と1つの団体からご寄附をいただきまして、3万4千円の増額補正をお願いしています。次に、第20款 諸収入では、消防団員3名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金受入254万7千円の増額補正をお願いしています。

次に、裏面でございます。歳出予算の補正でございます。第3款 民生費の社会福祉総務費では、歳入で説明しました寄附金を福祉基金へ積立てることから、3万2千円の増額補正をお願いしております。なお、寄附の残り2千円につきましては、寄附者が健康推進に活用を希望されていることから、衛生費の健康増進事業費にその2千円を充当するための財源振替をお願いしています。次に、第8款 消防費では、消防団員3名の退職に伴います退職報償金254万7千円の増額補正をお願いしております。最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正により生じます財源2千円を留保させていただくものです。

以上で、平成22年度 斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3)第4次総合計画の策定状況について、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、第4次総合計画の策定状況につきまして、2月に当委員会で報告後の状況につきまして資料8によりまして報告をさせていただきます。

昨年12月21日に開催しました第1回斑鳩町総合計画審議会に続きまして、4月15日に第2回斑鳩町総合計画審議会を開催いたしましたので、そ

の内容等の報告をいたします。第2回目の審議会の議事といたしましては、資料表紙の次第にありますように、①総合計画策定のスケジュールと審議会の検討内容について、②第4次総合計画基本構想（素案）についてとなっております。

まず、1つめの議題であります。第4次総合計画策定のスケジュールについてでございます。めくっていただきまして会議資料のほうの資料番号でございますが、会議資料1をご覧くださいと思います。第4次斑鳩町総合計画策定のスケジュールと審議会の検討内容について、委員皆様に説明を行いまして、審議会委員に確認をしていただいているところでございます。審議会等の日程につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の2番目、第4次総合計画の基本構想（素案）につきましては、会議資料2としまして、第4次斑鳩町総合計画 基本構想（素案）によりまして審議会のほうで検討しております。第4次総合計画の全体構成としましては、資料2にありますように、「1. 計画の背景とねらい」、「2. 計画の構成と目標年次」、「3. めざすまちの将来像」、「4. 計画の基本指標」、「5. まちづくりの基本施策」、「6. まちづくりの重点施策」として、それぞれについて委員の皆様のご検討をお願いしております。

まず、1ページの「1 計画の背景とねらい」では、「1-1 まちづくりのあゆみと計画のねらい」で、第4次斑鳩町総合計画の策定のねらいをまとめておるところでございます。次に、2ページの「1-2 町をとりまく背景」では、総合計画の策定にあたり、時代背景を的確に把握しまして、本町の特性や状況を踏まえながら、めざすまちの姿を明確にすることが求められています。町をとりまく時代背景としまして、「(1) 人口構造の変化」、「(2) グローバル社会の進展」、「(3) 生活意識の変化」、「(4) 地方自治をとりまく変化」の4つを挙げているところでございます。

次に、4ページでございますが、「1-3 あらたな総合計画における町の課題」でございますが、第4次斑鳩町総合計画を策定するにあたりまして、限られた財源と人的資源を最大限に生かすとともに、現在の斑鳩町が最も必要とする事業への取り組みを進めるため、町の課題を明確にいたしまして、その課題に取り組む総合計画を策定しますということとなっております。

次に6ページでございます。「2. 計画の構成と目標年次」では、「2-1 基本構想」でございます。2020年(平成32年)を目標年次といたしまして、まちの将来像と、これを達成するために必要な施策の大綱を示します。次に、「2-2 基本計画」では、前期計画と後期計画に分けることといたしまして、前期計画の目標年次は2015年(平成27年)、後期計画の目標年次は2020年(平成32年)としております。

この基本計画は、第3次総合計画と同様に、計画期間を10年と当初考えておりましたが、審議会の意見が、検討等があったことから、めまぐるしく移り変わる時代背景から、前期・後期の各5年とし、社会情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しするというものにさせていただいております。次に、「2-3 実施計画」では、「基本計画」と同様に、5年ごとに策定し、毎年進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直すということにしております。

次に7ページの「3. めざすまちの将来像」では、「3-1 まちづくりの基本的考え方(めざすまちづくりの方向)」といたしまして、斑鳩町が有する歴史文化や自然環境を生かした個性のあるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、また、時代背景や課題でも挙げております地方自治の推進に対応するため、住民と行政との協働によるまちづくりを、まちづくりの基本的考え方(めざすまちづくりの方向)としております。

次に、「3-2 まちの将来像(まちづくりのテーマ)」でございます。「3-2 まちの将来像」では、「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」は、第2次総合計画でまちづくりのテーマとして掲げたものでございますが、第4次斑鳩町総合計画でも、このテーマを継承しまして、今後10年のまちづくりのスローガンとして審議会で検討しました。決定いたしましたテーマにつきましては、「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」と決定しております。お手元の資料では、4つの案がありますように、これを各委員さんにお示しまして、各委員さんのご意見をいただいたところでございます。最も多かったものがB案でございまして、第4次総合計画が全体を通じて「協働」を強く打ち出しているということございまして、それがよく表れているということの理由でございました。また、この案につきましては、「ともに創る」というよりも「と

もに育む」のほうで温かい印象を与えるということで、今回、「ともに生き、ともに育むまち」というテーマということで、全員一致で、「まちの将来像」は「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」と決定したところでございます。

次に、「3-3 まちづくりの基本目標（まちづくりの基本施策）」では、まちづくりの基本的考え方を踏まえまして、6つの基本目標としております。

1. 文化の香り高く心豊かなまちづくり、2. すこやかにともに生きる福祉のまちづくり、3. 潤いのある魅力的なまちづくり、4. 安全で快適なまちづくり、5. 活力とにぎわいのあるまちづくり、6. とともに築く協働のまちづくりとしております。

また8ページでは、第4次総合計画がめざすまちづくりを実現するため、まちづくりの基本的考え方、および、まちづくりの将来像を踏まえまして、重点的に展開する施策を5つ掲げてございます。1. 歴史文化の拠点づくりと活用、2. 環境・景観まちづくり、3. 健康と福祉を支える人づくり、4. 農・食を通じた交流のまち、5. 斑鳩らしい協働のしくみということであげております。これらの具体的な取り組みの方向性については、10ページ以降に整理していますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に9ページでございますが、「4. 計画の基本指標」では、「4-1 将来人口の想定」では、少子高齢化の進展や転出入の縮小によりまして、本町の人口は緩やかな減少傾向となっております。このような状況の中、第4次総合計画の目標年次（平成32年）の本町の将来人口は2万7,000人としております。この将来人口2万7,000人は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に、最近の住民基本台帳人口の推移や、本町の子育て支援をはじめとする福祉サービスの充実などの取り組み、また、第4次総合計画の各種施策の展開により定住者の確保等を勘案して算出したものでございます。

次の「4-2 土地利用方針」では、山地、農地、市街地のバランスのとれた現状のよさを大切に、大きくくずさないことを土地利用計画の基本としております。

次に、10ページでございますが、さきほど説明させていただきました6つの「まちづくりの基本施策」、また12ページでございますが、5つの「6.

まちづくりの重点施策」の取り組みの方向性について、まとめているものでございますので、後ほどまたご覧いただきたいと思っております。

以上、「第4次総合計画 基本構想（素案）」についての説明といたします。なお、次回の審議会は、第3回審議会でございまして、6月21日を予定いたしております。このなかでは、この基本構想の確定に向けましての検討、また基本計画の素案の検討の予定となっております。その状況につきましては、今後も総務委員会のほうで報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上、第4次斑鳩町総合計画の策定状況についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。嶋田委員。

嶋田委員 審議会を開かれまして各委員さんのご意見等は種々出たと思うんですが、だいたいどのような意見が出たのか、ちょっとかいつまんで結構ですので、教えていただけますか。

企画財政課長 各委員さんから出ましたご意見を報告させていただきます。ある委員でございますが、斑鳩町の魅力は歴史と自然であり、歴史を生かすことや自然と調和させることなど、特色あるまちづくりを目指してはどうかというご意見をいただきました。また、この構想案の特色は、歴史・文化を斑鳩の特徴として重要視している、住民と行政が協働でまちづくりに取り組むこと、また安心・安全な、景観など、くらしの良さの実現を目指しているという3点であるというご意見をいただきました。また、斑鳩町健康・福祉・医療が充実していることを、具体的に内外にアピールし、若い世代の流入を促進する方法等も検討してはどうか。また、高齢化が進む中で、健康で健やかに老いることは大きなテーマであります。医療と福祉の連携をもっとアピールしてほしいというご意見もありました。また、子育て支援が充実しているということ、子育てしやすいまちというアピールをもっとしてほしいというご意見もありました。また、子育てしやすいまちになっているということで、もっと若い人に住んでもらわないと、町が活性化しないというご意見もありま

した。次に、また、全体の流れがよく考えられた計画であり、第3次計画とは違い、歴史を最初の項目としており、前面に打ち出している。子育てやこれまでの積み重ねを生かして、これからも取り組むという方向が明確にされている、住民の参画に力を入れることをしっかりと表に出し、総合計画はひとつ、ふたつ光るものがあるかもしれないのではないかということで、ご意見をいただいたところでございます。以上でございます。

嶋田委員 結構です。

委員長 他に、質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4)平成21年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 松岡税務課長補佐。

税務課長 補佐 それでは、平成21年度町税不納欠損処分につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料9をご覧くださいませでしょうか。

資料の1枚目の「平成21年度町税の不納欠損事由別内訳」の表の一番下の行であります。平成22年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で1,943万905円の不納欠損処分を行っております。実人数では97人となっております。

この内容を事由別に説明させていただきます。はじめに、地方税法第15条の7第4項であります。これは表の下にも付記させていただいておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものであります。具体的には、滞納処分をすることができる財産がないとき、または滞納処分することによって滞納者の生活に著しく窮迫させる恐れがあるとき、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、こういった場合には、滞納処分の執行を停止することができ、その後3年間状況が変わらない場合は、納付、納入義務が消滅いたします。

この事由によりまして、不納欠損処分を行いましたたものは、個人住民税



外4税の合計で実人数17人、768万6,025円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項であります。これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるというものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、個人住民税外4税の合計で実人数24人、978万1,658円となっております。

次に、地方税法第18条第1項であります。これは消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅したものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、個人住民税外4税の合計で、実人数56人、196万3,222円の不納欠損処分を行っております。

それでは、次のページをお願いいたします。この表は、平成21年度不納欠損の内容につきまして、税目別、年度別にそれぞれの件数と金額をあらわしたものであります。表の一番下の欄でございますが、それぞれの税目別で件数と複数年次にまたがっているものがございましてことから実人数を記載させていただいております。個人町民税では、合計件数が118件で実人数は60人、固定資産税及び都市計画税では、合計件数が71件で実人数は15人、軽自動車税では、合計件数53件で、実人数は22人となっております。

先ほど説明させていただきましたように、平成21年度では、1,943万905円の不納欠損処分をさせていただいておるところではございますけれども、これらに対しましては、滞納が発生した当初からこれまで再三に渡り催告等を行ってまいりましたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいない、競売の開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったものなどであります。

また、その一方では、預金、債権、所有不動産などの財産調査を徹底いたしまして、判明した財産の差押えや他の機関による担保権の実行としての競売等強制換価手続における交付要求など、滞納整理の強化にも積極的に取り組んでまいったところであります。

平成21年度の滞納処分、差押え、交付要求などの滞納処分の実施状況につきましては、件数では、平成20年度と比較いたしまして23件増の114件、税額では1,077万1千円減の1,947万4千円となっております。

また、これらの滞納処分に係ります換価・配当の状況につきましては、件数では、平成20年度と比較して5件増の42件、金額では54万8千円減の252万4千円となっております。この結果、滞納繰越分にかかる滞納額は7,644万2千円で、平成20年度と比較して、961万円、11.2%の減額となっております。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。この表は、不納欠損処分の状況につきまして、税目別、事由別にそれぞれの件数と金額を平成16年度からあらわしたものであります。平成21年度の不納欠損処分額を前年度と比較いたしますと、平成20年度の1,477万4,651円に対しまして、465万6,254円増加しております。

この増加の主な要因につきましては、平成21年度におきまして、町内に固定資産を有し滞納状態が継続していた個人につきまして、競売事件の終了により処分する財産がなくなりましたことから不納欠損処分としたものがあつたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度に行いました不納欠損処分の状況でございます。委員の皆さまにおかれましてはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういう形で、過年度分も資料として出していただくことによって、傾向がわかりやすくて、ありがたいんですけども。そのなかで、3ページ目のところで見ますと、この5年間でも平成18年・19年度というのがものすごく不納欠損が増えていて、この20年・21年度で減ってきているということについては、これはどういうふうに見たらいいのでしょうか。

税務課長 それまでもそうなんですけれども、滞納整理に係る調査等を重点的に行ってきた結果、不納欠損するということにあたりまして、十分な調査とその根拠が必要となりますので、そういった調査の取り組みの結果と見ていただきたいと思います。以上です。

木澤委員 実務的にも精査がすすんで、処理がしやすくなったというふうに一部理解をさせていただいておきます。2枚目も、平成3年度から出していただいていますけれども、これ特に3年度からというのは、意味があって、こういうふうにしてもらっているわけではないんですかね。20年間分ということで、この数字になっているということなんですかね。

税務課長 補佐 これが最も古いものが平成3年度です。

委員長 他に質疑、ご意見はございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回の質問に関連するんですけれども、この平成3年度は41,400円ですか、これは例えば1年間に千円ずつ支払ってはるんやと、そういうことで不納欠損にはなっていない、これ不納欠損ですか、平成3年の41,400円というのは。そうしたらね、来年度はこの分はなくなるわけですか。ということですか。

税務課長 補佐 さようございます。

嶋田委員 えっと僕、去年のを見てみて、またその他のところででも質問させていただきませんが、去年も平成3年あったかと違いますかな。なんかそういう記憶があるんですけれども。それは、また今度質問させてもらいますわ。

税務課長 補佐 不納欠損処分につきましては、この年度の分すべての税額を欠損するものではございませんでして、個人個人、この個人の滞納につきましては、平成何年度分を欠損するというものでございますので、翌年、また過去の税額が出てくるということとはございます。

嶋田委員 というのは、それは結局、毎年千円ずつ返していつてはるから残ってあるという感覚でいいのですね。そうでないと、不納欠損になってきますわな。全然入ってきていなかったら。そこらへんはどうなんですか。

総務部長　　いくばくかでも納めていただいているということが残っているというご理解ではなく、一番表に書いてございます、この条項3項ございますけれども、これに該当したものについて、不納欠損処分をしているものでございまして、その状況によって、納めている、納めていないということにかかわらず、そういった状況が表れたらですね、過去に遡って不納欠損することがあるということでご理解賜りたいと思います。

嶋田委員　　そうしたら、例えば、まだ昭和の年代のものも残っているということですか。例えばですよ、そういう可能性もあるということになってくるんですかね。3、4年前に大幅に不納欠損処理して、過去の分はなるべくこちらに引き継がないようにということでされたと思うんですけれどもね。そうしたら、一番遠い年度で、何年ぐらいのものがあるんですか。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前11時 9分 休憩 ）

（ 午前11時10分 再開 ）

委員長　　再開いたします。 清水総務部長。

総務部長　　いつからの分が残っているかということでございますけれども、町民税関係で言いますと古いものは平成4年から、また固定資産税では平成3年から、軽自動車税では平成6年からのものが残っている状況でございます。

嶋田委員　　そうしたら、これ何で残っているのですか。

総務部長　　状況、今すぐはちょっとあれですけれども、要は、さきほど来申し上げております地方税法第15条の7の第4項から第5項、そして第18条第1項に該当するか、しないかといったことで判断しているということでご理解賜りたいと思います。

嶋田委員 それは分かりますねん。これ以外のものやから残っているというのは。そうしたら、これ以外で残っているというのは、どういう状況で残っているわけなんですか。

税務課長 現在でも一部納付を続けておられるますですとか、そういった納付の収入  
補佐 をいただいている方については、滞納としてまだ残っているということです。

嶋田委員 ということは、先ほど、年に何千円か払ってはるという形のものであるわけでしょう。

税務課長 そういうことでございます。  
補佐

嶋田委員 それはいろいろ、強制収用やとか、強制収用とは言わへんのかな、いろいろ未納の町民税を集めるためにいろいろがんばっていただいているとは思いますがけれども、平成3年やとか、6年ですか、そういうものについては、極力、お願いしてですね、早期に支払ってもらうように、また再度、努力をお願いいたします。

委員長 他に、質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、次に、(5)放課後子ども教室について、理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 各課報告事項(5)放課後子ども教室について、ご報告させていただき  
課長 す。今年度の放課後子ども教室についてであります。4月に参加者の募集を行いましたところ、お配りいたしております資料10をご覧ください。各小学校ごと、学年ごとの参加申込者数の状況をお示ししておりますが、斑鳩小学校では100名、斑鳩西小学校では73名、斑鳩東小学校では73名、

合計246名の申込者数があり、平成22年4月30日に申込状況の報告や実施方法等を審議願うため、放課後子ども教室運営委員会を開催したところ  
であります。この運営委員会におきましては、昨年度よりさらに申込者数が増加するなか、申込者全員を受け入れることは可能か、全員受け入れることにより安全面や指導体制が確立できるかなど、十分ご審議いただいたところ、できるだけ参加者の意思を尊重し、希望者全員を受け入れるべきであるとの意見もいただき、最終的には希望者全員を受け入れるということで取りまとめをいただいたところでございます。

次に、実施期間であります。5月26日（水）を初日とし、最終11月中旬まで、夏期休業中は除きますが、月2回、第1週目と第3週目の水曜日を基本とし、放課後の午後3時から午後5時まで実施することと決定されました。また運営団体は、本運営委員会の委員であります、老人クラブ、婦人会、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいかるが」の3団体を軸とし、団体等の確保という昨年度からの指摘内容等を踏まえ、公民館の自主グループに呼びかけを行いましたところ、4団体、マールの会（粘土細工）、琴燦会（大正琴）、吟友会（詩吟）、自然クラブ（エコ工作）も趣旨にご賛同いただきまして、ご協力を願うということになりました。

本事業につきましては、本年度も継続して実施させていただきますが、地域の方々のボランティア協力のもと、学校・家庭・地域をつなぐ事業として、地域コミュニティの充実、地域の教育力の向上に向け努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 またこうして全員を受け入れてやっていただくというのは、非常にありがたいなと思います。非常に苦勞されながらやっていただいていると思うんですけれども、これ、11月半ばまででやられるということですから、この期間についてはなぜ11月までというふうになったんですかね、その経過をちょっとおしえていただきたいと思います。

生涯学習  
課長 5月から11月までの期間におきまして月2回ペースで、6か月、8月、7月の夏期休業中を除いて、各校12回ということで計算しています。この12回というのは、国の補助対象になる数字ということから12回ということで決定をしております。

木澤委員 そうしますと、1月から3月の分は、今年度、今の段階の話では、やらないということで。その翌年度のことについて、1月から3月はやらないで、4月の前に翌年度のことについて検討されるという方向で話がされているのですかね。

生涯学習  
課長 今年度につきましても、全日程が終了する11月になりましたら、放課後子ども教室運営委員会を開催しまして、反省点とか、そういったことについてご協議願うということになっております。

木澤委員 開催についても、その11月の時点で、次どうするかという話はされることになっているんですか。まだ、そこまで決まっていない…。

生涯学習  
課長 放課後子ども教室運営委員会のほうで、実施についてご審議願うということになります。

木澤委員 今の段階で、そうしたら11月までで終わって、次どうしようという話はまだ、そこで議論しはるかどかは、決まっていないという理解でよろしいですか。

生涯学習  
課長 そのとおりでございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、国の補助の対象が24回ですか、になっているということなんですけれども、それは固定した数値なんですか、それとも24回までは、ああごめんなさい12回、それまでは補助の対象にならない。それとも、それ以上は

なんぼやっても、補助の対象になるとか、そういうことなんですか。

生涯学習課長 本年度、対象が1校12回、うちの場合3校なんですけれども、1校あたり12回以上ということで補助の対象になるということでございます。

嶋田委員 そうしたら、12回以上は補助の対象になるわけなんですか。

生涯学習課長 なります。

嶋田委員 そうしたら、13、14でもええわけなんですね。そうしたら、12回やって、11月で終わりやと。その11月で終わる理由がないと違いますの。先ほどの説明と全然違うわけですよ。12月やっても、1月やっても、12回以上やったら補助の対象になるんでしょう。なんで11月で止めるんですか。

生涯学習課長 指導団体、協力団体と実行団体と協議する中で、やはり指導者とか安全管理員の確保が一番難しい問題でございました。そこで、その実行委員会の中で、国の補助の対象となる12回を目途に行ったらどうかという話でございました。

嶋田委員 それやったらわかりますがな。せやけど、さっきの説明やったら国のあれが12回やさかい打ち切りますねんという話やん、全然説明違うやんか。もうちょっとまともに答えてくださいや。

委員長 できるだけ分かりやすく、適切に答えてください。  
他に、質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、(6)聖徳太子歴史資料室について、理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。



生涯学習  
課長

各課報告事項（６）聖徳太子歴史資料室について、ご報告申し上げます。  
5月1日（土）にオープンいたしました「聖徳太子歴史資料室」の運営状況についてでございますが、議員皆様には、開室式典にご臨席を賜りありがとうございました。

式典終了後には招待者への内覧会を行うとともに、引き続き町民の皆様への先行公開を、そして5月2日からは、一般公開を行ったところでございます。

開室以降の来室者数についてであります。5月14日までの開室11日間で合計493人、1日平均では約45名であります。来室者は、いままで図書館の郷土資料をよく利用されていた法隆寺観光ボランティアの方々や郷土資料を研究されている方が多く、「書店にない絶版の本や県立情報館にしかないと思っていた本がある」、「これからゆっくり利用させていただきます」、「蔵書を寄贈したい」といった好意的なご意見を頂戴しております。

当資料室の主な所蔵資料としましては、法隆寺の「修理工事報告書」、学術雑誌「夢殿」、最古の建築書とされる江戸時代前期の『愚子見記』復刻版、往年の斑鳩を懐古できる別冊『太陽』、『岩波写真文庫』等がございます。

また、今回開室にあたっては特に「聖徳太子古今目録抄」「太子伝玉林抄」「法隆寺絵図」などの資料をケース展示しております。

今後は、聖徳太子、法隆寺関係資料はもちろん、新しく収集しました資料の紹介や、「斑鳩故郷舎」関係資料など、地域に根ざした資料の紹介も行っていきたいと考えております。そして、当室に収蔵しております図書資料は、若い人たちの世代に引き継ぐべき貴重な文化的遺産もしくは情報であります。今後、更に、町民の皆様のご協力も得ながら、資料の幅を広げ、斑鳩町の歴史資料として永年にわたり保存・活用していくよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長        ないようでしたら、次に、（７）斑鳩南中学校サブグラウンドのトイレの増設について、理事者の報告を求めます。    黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長        各課報告事項（７）斑鳩南中学校サブグラウンドのトイレの増設について、ご報告申し上げます。昨年１２月の総務常任委員会からいただきました請願に対する趣旨採択を尊重し、斑鳩南中学校サブグラウンドに新たに洋式トイレの増設に向け、利用者であります、斑鳩町老人クラブ連合会代表者等と協議を進めてまいりましたが、今年３月末に設置を完了いたしましたので、ご報告させていただきます。

              新たに設置をいたしましたトイレは、手すり付き、簡易洋式水洗トイレで、既存の簡易和式水洗トイレの北側に設置いたしました。なお、利用者からは大変喜んでいただいている状況でございます。

委員長        報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

              （    な        し    ）

委員長        ないようでしたら、他に理事者側から報告しておくことはありませんか。    乾総務課長。

総務課長        総務課から１点ございまして、消防運営委員会の開催についてご予定をよろしくお願ひしたいと思ひます。例年、６月の議会定例会の開会中の総務常任委員会の開催の日の昼から消防運営委員会を開催させていただいておりますので、本年度も６月１５日（火）の午後１時から役場地下大会議室におきまして消防運営委員会を開催させていただきたいと思ひますので、総務常任委員会の委員の皆様方につきましては消防運営委員会の委員としてご出席賜りたいと思ひます。また、議長様にはオブザーバーとしてご出席賜りたいと思ひますので、よろしくご予定のほうをお願ひしたいと思ひます。なお、開催の通知につきましては、後ほどご通知させていただきますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

委員長 今報告があったように、6月15日、午後1時から消防運営委員会が開催されるということですので、委員皆様にはご出席のほうよろしく願いしておきます。

他に理事者側から報告しておくことはありませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。 池田副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前11時27分 終了 )

